紙おむつの支給(高齢者紙おむつ引換券の支給)

「紙おむつをもらっている」「おむつの券をもらっている」という話を聞くことがあるかもしれません。実際、地域の方から、「おむつの券はどうやってもらえるの?」と聞かれることがケアマネジャーもあります。

基本的に"紙おむつの支給"は紙おむつを支給するわけではありません。紙おむつと引き換えできる金券(一般的には紙おむつ券と呼ばれる)が支給されます。4月、7月、10月、1月に3か月分が支給されます。その紙おむつ券と紙おむつを交換するシステムになっています。

ここで注意しなければならないのは、紙おむつ券を取扱う店舗が指定されていることです。 市の指定を受けている薬局やドラッグストアになりますので、使用する際には注意してください。

また、交換できる期間も年度内のみになるので注意が必要です。

例えば平成 24 年 4 月分も平成 25 年 3 月分も平成 24 年度分の支給になりますので、平成 25 年 3 月 31 日までに引換えないと、それ以降の引換えはできません。

◆では、支給対象の条件は何でしょう?

以下の全てに当てはまる方が対象になります。

① 在宅で生活している65歳以上の方

高齢者福祉サービスのため、65歳以上の方が対象ですが、入院中や施設入所中の方は対象になりません。また、在宅生活者であっても、月の半分以上ショートステイを利用している方も対象になりません。

② 市県民税が世帯非課税であること

同居者がいても、世帯は別でその当人が非課税であれば単独の非課税世帯となります。課税状況については、市が確認します。課税されていると対象になりません。

- ③ 要介護認定(要支援認定)をうけていること
 - ●要介護3~要介護5⇒5,500円/月
 - ●要支援1~要介護2⇒2,500円/月
- ④ <u>紙おむつの使用していること</u>紙おむつには、テープタイプのもの、紙パンツ、尿取りパッドが含まれます。



◆申請方法は?

各区の高齢介護課もしくは各地区の地域包括支援センターが窓口となります。

ケアマネジャーの代行による申請はできませんが、あすなろの家は在宅介護支援センター(市の認可を受けている)が併設されているため、地域包括支援センター同様に申請のお手伝いが可能です。

お気軽にご相談ください!